

令和 2 年 第 6 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 2 年 6 月 24 日（水）午後 2 時

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第15号	農地の賃借料情報の公開について	
議第16号	農用地利用配分計画案に係る意見聴取について	1件
議第17号	特定農地貸付の解約について	1件
議第18号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	2件
議第19号	多治見市農業委員会事務局規程の一部改正について	
報第11号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について	2件
報第12号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	6件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	宮嶋 由郎	
2	林 則武	
3	奥村 和彦	
4	長谷川 博	欠席
5	坂崎 寛治	
6	久保 渚	辞職
7	若尾 茂	
8	江崎 勇	
9	伊藤 明石	
10	右高 菜丹	辞職

11	坂崎 一良	
12	奥村 優子	
13	日比野 敏夫	
14	宮嶋 豊城	
15	小川 松鶴	
16	東 一二美	
17	日比野 芳孝	
18	砂田 豊	

議長 ただいまより、令和２年第６回農業委員会総会を開会する。

本日は４番長谷川博委員から欠席の連絡を受けているので１６名中１５名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第９条第１項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、１１番 坂崎一良 委員、１２番 奥村優子 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第１５号「農地の賃借料情報の公開について」を上程する。議第１５号について事務局より説明を願う。

事務局 平成３１年度の農地の賃借料情報についての公開情報。田は１０ａあたり最高値、最低値、平均値ともに４,５００円で１２件のデータ。すべて(株)もみじかえで研究所が借りている。畑はなし。参考情報の平成３０年度については、田はなし。畑は２件あるが、公開条件の５件以上ではないため賃貸料は出していない。公開情報は総会承認後、ホームページで公開する。

議長 それでは議第１５号について、意見があれば発言願う。

議長 発言がないので、議第１５号について採決を行う。議第１５号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 15 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 16 号「農用地利用配分計画案に係る意見聴取について」を上程する。議第 16 号について事務局から説明を願う。

事務局 多治見市から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用配分計画案を作成するにあたり、農業委員会の意見を求められたので上程する。土地は甘原町北ノ洞■番■、田、814 m²、■番■、田、1,125 m²、■番■、田、754 m²。この 3 筆を現在借り受けている多治見市甘原町 251 番地の 1、(有)甘原ええのおから、多治見市甘原町 787 番地の 1、(株)もみじかえで研究所に借り受けの権利を移転するもの。日照が短く使用していなかったが、もみじは半日陰が適当であるため有効利用ができる。

議長 それでは議第 16 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

17 番 甘原ええのおでは作物が育たないため、草刈だけ行われていた状態。もみじなら適しているため問題はない。

議長 他に発言はないか。発言がないので、議第 16 号について採決を行う。議第 16 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 16 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 17 号「特定農地貸付の解約について」を上程する。議第 17 号について事務局から説明を願う。

事務局 使用貸人、■■■■市■■■■丁目■■番地の■■■■、■■■■■。使用借人、多治見市音羽町 3 丁目 23 番地、陶都信用農業協同組合。土地は下沢町 3 丁目■■番■の一部、田、1,523 m²の一部。レジャー農園として借りていた申請地の一部の使用を解約するもの。

議長 それでは議第 17 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

13 番 現地確認と関係者へ聞き取り。使用貸人が相続の関係で解約を申請、現在栽培中の野菜収穫終後返還で合意しているので問題ない。

議長 他に発言はないか。発言がないので、議第 17 号について採決を行う。議第 17 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 17 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程する。議第 18 号について事務局から説明を願う。

事務局 2 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。譲受人、■■■■市■■町■■丁目■■■■番地、■■■■。双方は親戚関係。土地は大原町 5 丁目■■番の一部、畑、1,008 m²のうち 295 m²。転用目的は道路から申請地奥にある譲受人所有地への乗り入れ用地。現況は保全管理。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■■丁目■■■■番地の■■、■■■■。譲受人、■■■■市■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。土地は根本町 6 丁目■■番■■、畑、466 m²。転用目的は住宅敷地及び駐車場。市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例第 2 種地区。前回の総会で申請地南側を 5 条承認済。

議長 それでは議第 18 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

5 番 申請番号 1 について。隣接地に譲渡人の家があるが、空き家になっている。申請地のあたりが畑だが雑草地のようになっている。母親が亡くなれば住人がおらず、処分を考えている。そうなった場合に譲受人の所有している竹藪の管理のための乗り入れができなくなるため、申請に至った。垣根を取る必要があるが、営農での影響はない。

7 番 申請番号 2 について。申請地の南側が前回の総会で承認した土地になる。

下水が通っており、道路側溝も西側にあるため問題ない。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 18 号について採決を行う。

議第 18 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 18 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 19 号「多治見市農業委員会事務局規程の一部改正について」を上程する。議第 19 号について事務局から説明を願う。

事務局 令和元年 5 月に「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部が改正され、関連して農地法の一部も改正された。

多治見市農業委員会事務局規程で改正するのは、まず第 6 条第 1 項で農業委員会の受理義務で農地法第 3 条に規定されていた農地利用集積円滑化団体がなくなったため、その文言を削除する。

次に、農地法第 4 条及び第 5 条に新たな条文が追加されたため、その項ずれの改正を行う。改正箇所は第 4 条第 1 項第 7 号を第 8 号に、第 5 条第 1 項第 6 号を第 7 号とする。また、「通知の受理並びに」を「通知の受理に係る事務並びに」に改める。

議長 それでは議第 19 号について、意見があれば発言願う。

議長 発言がないので、議第 19 号について採決を行う。議第 19 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 19 号は承認することに決定する。

次に、報告事項に入る。報第 11 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」を上程する。報第 11 号について事務局より説明を願う。

事務局 2 件

申請番号 1 申請人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地の■、■■■■■■■。土地は池田町 5 丁目■■■番■、田、現況畑、698 m²。転用目的は自己住宅。

申請番号 2 申請人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地の■、■■■■■■■。土地は池田町 4 丁目■■番■、畑、現況宅地、52 m²。転用目的は住宅の一部で、親戚関係の隣接者宅地と一体利用。

議長 報第 11 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

議長 発言がないので、報第 11 号を終了する。

次に、報第 12 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 12 号について事務局より説明を願う。

事務局 6 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地の■、持分 2 分の 1、■■■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■丁目■番地の■、■■■■■■■。土地は笠原町下原■■■■番■、田、現況畑、621 m²。転用目的は専用露店駐車場及び露店資材置場。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■■、持分 2 分の 1、■■■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■丁目■番地の■、■■■■■■■。土地は申請番号 1 と同じ笠原町下原■■■■番■、田、現況畑、621 m²。転用目的は専用露店駐車場及び露店資材置場。申請者が別のため 2 件申請。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地の■、■■■■■■■。譲受人、■■■県■■■■市■■■町■■番地の■、■■■■■■■。土地は音羽町 5 丁目■■番■、田、現況宅地、247 m²。転用目的は自己住宅。一部車庫となっているため、始末書提出。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■番地の■■■、■■■■■■■。譲受人、岐阜市茜部中島 3 丁目 10 番地、株式会社トーエネック岐阜支店。土地は生田町 3 丁目■■■■番、畑、331 m²、■■■■番、田、996 m²、計 1,327 m²。転用目的は駐車場及び資材置場。この 2 筆は道路を挟んでおり、1,000 m²以上の一体利用ではないと市の開発指導課と協議済。

申請番号 5 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■■■番地、■■■■■■。譲受人、■■■■市■■■■町■■丁目■■■■番地、■■■■■■。土地は市之倉町 10 丁目■■■■番、田、23 m²。転用目的は露店駐車場。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■■■番地、■■■■■■。譲受人、京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 670 番地、株式会社ハウストゥ。土地は平和町 7 丁目■■■■番、田、現況畑、495 m²。転用目的は土地分譲。

議長 報第 12 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

議長 発言がないので、報第 12 号を終了する。

議長 その他議案以外で何かあれば発言願う。

5 番 小泉小学校北側に畑があるが、スイカやトウモロコシなどがイノシシの被害にあっている。県の農林事務所には対策の相談をしている。

16 番 イノシシは警戒して、なかなか檻に捕まらない。

13 番 県で柵設置など対策ができればいいと思う。

議長 他に発言はないか。発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 第 23 期農業委員会委員が出席する最後の農業委員会総会となる。新しい委員での次回の開催日は、7 月 20 日月曜日の午後 1 時 30 分から、本庁舎 4 階会議室にて辞令交付式を行い、その後最初の総会を開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 00 分)

事務局

事務局長 岩田 卓也

課長代理	柳生	芳憲
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和 2 年 6 月 24 日

議事録署名

11 番

12 番

議長